

山梨県公報

第百九十八号

令和三年

六月十四日

月 曜 日

目次

- 告示
○土地改良区の定款の一部変更の認可(二件)……………二九九
○道路の供用開始(二件)……………二九九
公告
○換地計画の決定……………二九九
公安委員会
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三〇〇

告示

山梨県告示第七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和三年六月一日大笠堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和三年六月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和三年六月四日三ツ沢土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和三年六月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和三年七月五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年六月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐早川線	南アルプス市芦安芦倉字二階四 〇番地先から 南アルプス市芦安芦倉字二階四 〇番地先まで	四〇・六	令和三年六 月十四日

山梨県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所において、この告示の日から令和三年七月五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年六月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜 線	北杜市長坂町富岡字富岡六九番 二地先から 北杜市長坂町富岡字富岡六九番 一地先まで	一四・五	令和三年六 月十七日

公告

換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業(藤埜地区一・二工区)の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を

